

市民憲章

の制定に向けて

市民憲章とは、まちづくりの方向性を明らかにし、市民のみなさまがまちづくりに主体的に取り組むための「目標」、「道しるべ」となるものです。
市では、市民のみなさまの望みや願いがこもった「市民憲章」を今年度中に制定する予定です。

そこで、憲章の素案づくりに積極的に関わっていただく「市民の憲章検討委員会」の委員と、市民憲章の文案を募集します。

「市民憲章の文案」募集

募集内容

市民憲章の「文案」や「キーワード」などについて、まちづくりへの想いや夢、願い、明るい未来をイメージできるもので、次の項目に配慮していただきながら、自由な発想でご提案ください。親しみやすく印象深く感じられるもの、簡潔でわかりやすいもの、音読したときに心地よく耳に入ってくるもの

応募資格

市内在住、在勤または在学の方
(年齢は問いません)

応募方法

所定の応募用紙に市民憲章の文案言葉・キーワードでも構いません)とその説明、意味することをご記入のうえ、持参・郵送・ファックス・電子メールにより企画政策課にご提出ください。
応募期限 8月31日(火)
文案等の活用

ご応募いただいた文案等については、「市民の憲章検討委員会」において、市民憲章の素案作成のための資料として活用させていただきます。

「市民の憲章検討委員会」委員募集

募集人数

3人(市民の憲章検討委員会の委員定数は7人以内となっております)今回募集の公募委員のほか、学識経験者、一般委員で構成されます)

応募資格

平成22年9月1日現在で20歳以上の方
加東市に住居登録がある方
会議に確実に出席できる方

(3回程度の開催を予定しています)

委員の任期 平成23年3月31日まで

応募方法

所定の応募申込書に必要事項をご記入のうえ、持参・郵送・ファックス・電子メールにより企画政策課にご提出ください。

応募期限 8月31日(火)

選考方法

選考委員会での書類審査を経て、決定します。(選考結果は個別に通知します)

「委員」と「文案等」の応募用紙は、企画政策課(社庁舎2階)、各庁舎窓口センター、図書館、公民館にあるほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

たくさんのご応募、お待ちしております。



応募・問い合わせ
〒673-1493 加東市社50番地
加東市企画部企画政策課
☎43-0388/FAX42-5633
電子メール kikaku@city.kato.lg.jp